

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、まずは、農業委員会へご相談ください。

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の貸借については農地中間管理事業の推進に関する法律や、農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 信託の引受けによる権利の取得でない
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（常時従事要件）
- ・ 所有権以外の権限に基づいて耕作等を行う者の転貸でない
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

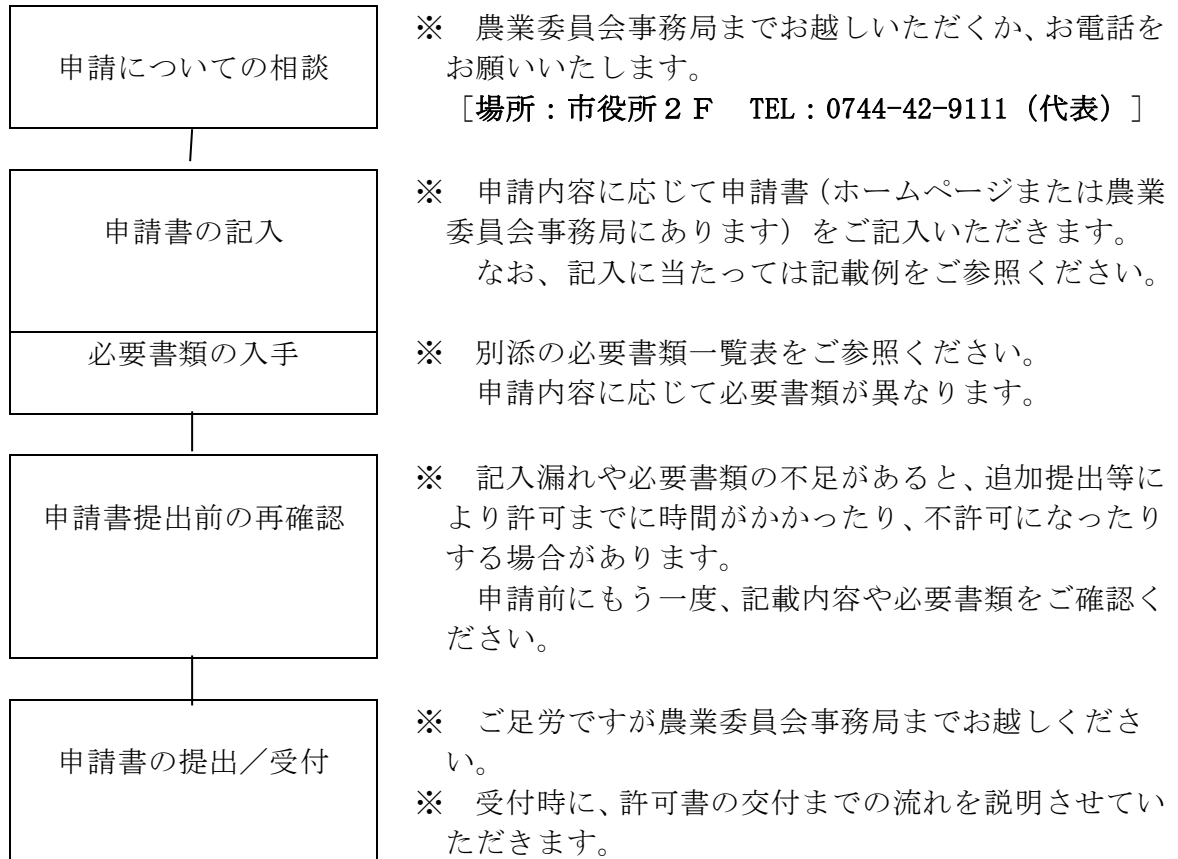
※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 下限面積要件は、令和5年4月1日から撤廃になりました。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどを説明いたします。
- ・ **桜井市農業委員会**では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を **4週間**と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会等の流れ （申請書の締切日から許可書の交付までの事務の標準処理期間は **4週間**です。）

